

○財務省告示第四十九号

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第四十五条及び第四十六条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分並びに第四十八条の二十の規定に基づく税理士法人に対する処分に当たつての考え方を公表する件（平成二十年三月財務省告示第四百四号）の一部を次のように改正する。

令和五年二月十七日

財務大臣 鈴木 俊一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方を公表する件</p> <p>税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第四十五条及び第四十六条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分、第四十八条の規定に基づく税理士であつた者に対する懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定並びに第四十八条の二十の規定に基づく税理士法人に対する処分に当たつての考え方を次のとおり公表する。</p> <p>I 総則</p> <p>〔第一〕第四 略</p> <p>第五 税理士であつた者に対する懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定</p> <p>第一から第四までの規定は、税理士であつた者に対する懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定について準用する。この場合において、第四中「税理士業務又は税理士法人の業務の停止期間」とあるのは「税理士であつた者が受けるべきであつた税理士業務の停止をすべき期間」と読み替えるものとする。</p> <p>II 量定の考え方</p> <p>第一 〔略〕</p> <p>第二 税理士であつた者に対する量定</p> <p>第一の規定は、税理士であつた者に対する懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定について準用する。</p> <p>第三 〔略〕</p>	<p>税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方を公表する件</p> <p>税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第四十五条及び第四十六条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分並びに第四十八条の二十の規定に基づく税理士法人に対する処分に当たつての考え方を次のとおり公表する。</p> <p>I 総則</p> <p>〔第一〕第四 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>第二 量定の考え方</p> <p>第一 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第二 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の□の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、令和五年四月一日以後にした不正行為に係る懲戒処分等について適用し、令和五年三月三十一日以前にした不正行為に係る懲戒処分等については、なお従前の例による。